

# 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案

## 目的

全ての国民が、その性的指向（※1）又は性自認（※2）にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資すること

※1 性的指向：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。  
※2 性自認：自己の性別についての認識をいう。

## 責務

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する国、地方公共団体及び国民の責務

### 基本方針及び都道府県基本計画等

- 政府は、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本方針を策定（内閣総理大臣は、性的指向・性自認審議会の意見を聴いた上で、基本方針の案を作成（★））
- 都道府県は基本方針に即して都道府県基本計画を、市町村は基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して市町村基本計画を、それぞれ策定

（★）については関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

### 差別の禁止

- 行政機関等（国の行政機関、地方公共団体等）及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別的取扱いの禁止
- 行政機関等及び事業者に対する性的指向又は性自認に係る社会的障壁（※3）の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の義務（事業者については努力義務）



※3 社会的障壁：日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- 国の行政機関の長等は、差別の禁止に関する当該行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領を策定（★）
- 主務大臣は、差別の禁止に関する事業者が適切に対応するために必要な指針を策定（★）
- 行政機関等及び事業者は、施設の構造の改善、研修等必要な環境の整備に努力

### 雇用の分野における差別の解消等

- 労働者の募集及び採用についての均等な機会の提供、雇用後の各場面における差別的取扱いの禁止、必要かつ合理的な配慮の努力義務
- ハラスメントの防止に関する雇用管理上必要な措置  
※ 公務員については、人事院規則等で別途措置される範囲で適用除外

### 学校等における差別の解消等

差別の解消・ハラスメントの防止に関する学校長等の必要な措置（研修、普及啓発、相談体制の整備等）



主務大臣が必要な指針を策定（★）

### 実効性の確保

主務大臣による事業者等に対する報告徴収、助言、指導、勧告（勧告に従わない場合には公表）

### 差別の解消等のための支援措置

- 相談及び支援並びに紛争の防止又は解決のための体制の整備
- 情報の収集、整理及び提供
- 啓発活動
- 地域協議会を組織

○ 施行日：公布の日から起算して1年6月（支援措置等は公布の日から1月）を経過した日  
○ 施行後3年を目途に検討・所要の見直し ○ パートナーシップ制度等について検討